

第3編 平素からの備え

第1章

組織・体制の整備

第1節 町における組織・体制の整備

1 各部局における業務

町の各部及び消防本部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備を行う。

部 名 (責任者)	課 名	業 務
事業部 (事業部長)	建設課 (本部事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に係る総合調整 ・ 国民保護協議会の運営に関する事 ・ 町国民保護対策本部に関する事 ・ 避難実施要領の策定に関する事 ・ 物資及び資材の備蓄等に関する事 ・ 他市町村との相互応援に関する事 ・ 自衛隊との連絡、調整に関する事 ・ 住宅の応急修理に関する事 ・ 応急仮設住宅に関する事 ・ 住宅相談に関する事 ・ 道路の整備及び復旧に関する事 ・ 道路交通の確保に関する事 ・ 建設関係資機材の調達に関する事 <div style="text-align: right;">等</div>
	他の課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水及び応急復旧に関する事 ・ 水道施設の被害状況調査及び復旧計画に関する事 ・ 浄水場施設の緊急措置及び事故対策に関する事 ・ 水質管理に関する事 ・ 水道関係資機材の調達に関する事 ・ 断水時における広報活動に関する事 ・ 飲料水の確保及び供給に関する事 ・ 町給水工事公認業者への応援協力要請に関する事 ・ 下水道施設の整備及び復旧等に関する事 <div style="text-align: right;">等</div>

<p style="text-align: center;">町長公室 (町長公室長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の服務及び職員参集状況の把握 ・ ボランティアの受け入れ及び配置に関する事 ・ 物品購入等契約に関する事 ・ 物資の調達、管理及び配備に関する事 ・ 車両の集中管理に関する事 ・ 町有財産の被害状況調査の総括に関する事 ・ 対策関係予算等の財務に関する事 ・ 住民に対する警報・避難指示の伝達等、緊急広報に関する事 ・ 報道関係との連絡調整に関する事 ・ 特殊標章等の交付等に関する事 ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事 ・ 町民からの相談に関する事 <p style="text-align: right;">等</p>
<p style="text-align: center;">住民部 (住民部長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者に対する応急食糧に関する事 ・ 人的被害及び家屋被害状況調査に関する事 ・ 町税の減免等に関する事 ・ 防疫用薬品及び衛生資機材等の確保に関する事 ・ 感染症の予防及び防疫に関する事 ・ 感染症患者の収容に関する事 ・ じん芥及びし尿の応急処理に関する事 ・ 身元不明の遺体の処置及びに遺体安置所の設置に関する事 ・ 遺体の処理、火葬、埋葬に関する事 ・ 廃棄物の処理に関する事 ・ 農協、漁協、商工会、水利組合等との連絡調整に関する事 ・ 農地、農業用施設及び農作物の対策に関する事 ・ 被災農業、漁業、商工業者に対する融資斡旋に関する事 ・ 漁港施設対策に関する事 <p style="text-align: right;">等</p>
<p style="text-align: center;">福祉部 (福祉部長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所及び日赤奉仕団等への連絡調整に関する事 ・ 災害応急物資、救援物資等の調達配給に関する事 ・ 疾病、負傷者など調査及び収容に関する事 ・ 生活保護世帯の被災者状況調査に関する事 ・ 生活物資の調達及び配給計画に関する事 ・ 保育所の閉鎖等の措置、園児の避難等安全確保及び応急保育に関する事 ・ 高齢者・障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事 ・ 医療救護活動に関する事 ・ 医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・ 医師会・保健所・医療機関との連絡、応援要請等に関する事 <p style="text-align: right;">等</p>
<p style="text-align: center;">教育委員会 (教育次長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、幼稚園等との連絡調整に関する事 ・ 園児、児童及び生徒の避難等安全確保に関する事 ・ 被災児童、及び生徒の就学援助に関する事 ・ 小中学校の児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事 ・ 応急教育に関する事 <p style="text-align: right;">等</p>
<p style="text-align: center;">会計課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に関する事 ・ 災害関係費の収入及び支出の審査並びに決算に関する事

消防本部 (消防長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団との連絡調整に関すること ・ 武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む) ・ 住民の避難誘導に関すること ・ 医療機関との連絡調整に関すること <p style="text-align: right;">等</p>
議会事務局 (事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に関すること ・ 町議会議員への連絡に関すること

2 職員の配備体制の整備

(1) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、当直等(守衛及び民間警備員の当直を含む。)の強化を行うなど、速やかに町長及び事業部建設課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する

(2) 参集職員への連絡網の整備

町は、武力攻撃事態等の発生時に幹部職員及び事業部建設課職員等が迅速に参集できるよう、携帯電話等を連絡手段とする連絡網をあらかじめ作成し、整備する。

(3) 代替参集職員の確保

交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替参集職員として指名しておく。

3 参集職員の服務基準

町は、参集した職員の行うべき所掌事務を、あらかじめ定める。

4 町対策本部の機能確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保

対策本部の予備施設の指定 等

5 消防機関の体制

(1) 消防本部、消防署における体制

消防本部、消防署においては、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部、消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部、消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、府と連携して、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促す。さらに、町は、消防本部、消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2節 関係機関との連携

1 連携体制の整備

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の連絡先一覧の作成等

町は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の連絡先一覧を作成・更新する。

(3) 関係機関との情報共有

町は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する（又は設置されている場合は参加する）等により、関係機関との情報の共有化等を図る。

2 府との連携

(1) 府の連絡先一覧の作成等

町は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等）等の一覧を作成・更新する。

(2) 府との情報共有